

高萩市子ども読書活動推進計画

第二次推進計画

令和6年3月

高萩市教育委員会

目 次

第1章 本計画の改定にあたって

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 第一次推進計画の目標達成状況・・・・・・・・・・ 1
- 4 第一次推進計画に基づいた主な取組と課題・・・・・・・・ 2
 - (1) 家庭における取組と課題・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 地域における取組と課題・・・・・・・・・・ 2
 - (3) 学校等における取組と課題・・・・・・・・・・ 3

第2章 基本方針

- 基本方針1 普及啓発活動の推進・・・・・・・・・・ 4
- 基本方針2 読書環境の整備・・・・・・・・・・ 4
- 基本方針3 読書に親しむ機会の充実・・・・・・・・・・ 4

第3章 子どもの読書活動のための具体的な方策

- 1 家庭における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 地域における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 学校等における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第4章 推進体制と推進管理

- 1 数値目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

〈参考資料〉

- ◆ 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ◆ 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・ 18
- ◆ 学校図書館法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第1章 本計画の改定にあたって

1 はじめに

子どもにとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるような環境整備を推進することが必要です。

一方で、タブレットやスマートフォン等が普及し、インターネットやSNSなど、本以外から簡単に情報を得ることができるなど、知識の取得方法が多様化したことにより、子どもの読書離れが懸念される状況が続いています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響や、ICT等の先端技術の発達により学校において一人一台端末を活用した授業や学校と自宅等を通信ネットワークで接続したオンライン授業が行われるなど、子どもたちの学びや生活のスタイルが大きく変化しています。

県においては、平成15年に「いばらき子ども読書計画」を策定し、現在は、第四次推進計画に基づいて読書活動の推進が図られています。

本市においても、令和2年2月に「高萩市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちの読書活動を推進してきました。

今回、国の第四次基本計画や、本市のこれまでの成果や課題、子どもたちを取り巻く社会環境の変化等を踏まえながら、「高萩市子ども読書活動推進計画（第二次推進計画）」を策定し、子どもの読書活動のより一層の推進に取り組んでいきます。

2 計画期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とします。

3 第一次推進計画の目標達成状況

第一次推進計画では、本市の子どもたちが日常生活の中でより多くの本と出会い、自発的な読書を行うことで、生きる力と豊かな感性を育んでもらえるよう、読書の必要性についての理解の促進や読書環境の充実、読書活動への支援に関する施策を位置付けるとともに、施策の成果や効果を具体的な数値として表すため、三つの目標を設定しました。

三つの目標のうち、「読書が好きな子どもの割合」については、小学生が目標値の85.3%に対して、令和5年2月時点において83.1%と目標値を2.2ポイント下回りました。

一方では、中学生が目標値79.6%に対して、同時点において84.2%と目標値を4.6ポイント上回っています。

「一か月に読んだ本が0冊の子どもの割合」については、小学生が目標値4.7%に対し、同時点において6.4%と目標値を1.7ポイント下回り、中学生においては目標値10.3%に対し、同時点において6.1%と目標値を4.2ポイント上回っています。

「図書館で児童書の貸出冊数」については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標値43,658冊に対し同時点において27,589冊となっています。

目標数値達成状況

指 標	調査値 平成29年度	目標値 第一次計画	実績値 令和5年2月
読書が好きな子どもの割合	小学生 83.8%	85.3%	83.1%
	中学生 77.3%	79.6%	84.2%
一か月に読んだ本が0冊の 子どもの割合	小学生 6.7%	4.7%	6.4%
	中学生 12.3%	10.3%	6.1%
図書館で児童書の貸出冊数	41,579冊	43,658冊	27,589冊

4 第一次推進計画に基づいた主な取組と課題

(1) 家庭における取組と課題

〈取 組〉

○ブックスタート等において、読み聞かせの楽しさや家庭での読書の重要性に関する啓発、情報提供に努めたことなどにより、家庭における読書に対する理解促進が進んでいます。

〈課 題〉

○子どもたちの言葉に対する興味や関心を高め、言語能力を育てる活動に取り組む必要があります。

○家庭における読書活動の重要性について、より一層理解を深めていく必要があります。

(2) 地域における取組と課題

【図書館】

〈取 組〉

○おはなし会やおりがみ教室の実施、学校等への図書の団体貸出等により、子どもたちが本に触れる機会を増やすことで、読書に対する意識の醸成を図っています。

○ボランティア団体等が活発に活動していけるよう、会場の提供や広報等の支援に努めています。

○乳幼児や児童を対象とした児童閲覧室を設置し、ブックスタートのための図書の配置等を実施しています。

〈課 題〉

○子どもたちの読書意欲を高めるために、読書の楽しさに触れる機会をさらに増やしていく必要があります。

○子どもたちが読書に親しむことのできる環境を整備するために、公立図書館等や民間団体及び学校の連帯強化が必要です。

○電子図書コンテンツの充実が必要です。

【公民館・子育て支援施設等】

〈取 組〉

○子育て支援施設「萩っ子つどいの広場」における紙芝居・パネルシアターを実施しています。

○松岡地区公民館の図書室では図書の貸し出しを行い、ロビーには図鑑等を配置し、気軽に本に親しめる環境を整備しています。

〈課 題〉

○公民館は高齢者の利用が多いことから、子どもたちにも親しまれる施設運営が課題です。

○読み聞かせボランティア等の地域人材の活用を進めていく必要があります。

(3) 学校等における取組と課題

【幼稚園・認定こども園】

〈取 組〉

○日々の保育の中で絵本の読み聞かせや紙芝居・人形劇を行い、興味が向くような取り組みをしています。

○地域のボランティアによる読み聞かせを行っています。

〈課 題〉

○読み聞かせの方法や絵本の選定について情報を収集し、工夫していく必要があります。

○公立図書館等で行っている団体貸出等のサービスを積極的に活用するなど、子どもたちの読書環境を充実する必要があります。

【学 校】

〈取 組〉

○全校一斉読書の時間を設けるなど、読書習慣の定着を図っています。

○児童・生徒からのリクエストに応じ、子どもたちが読みたくなる魅力

ある本や、進んで読書を楽しめるような学校図書館資料の充実を図っています。

○各教室に図書コーナーを設置して貸出を行うなど、親子・家族で読書を楽しめる環境を整えています。

○「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」に取り組むことにより、児童生徒の読書の質及び量の充実を図っています。

〈課 題〉

○他市町村や学校による取り組みの好事例を取り入れていく必要があります。

○公立図書館等で行っている団体貸出等のサービスを積極的に活用するなど、子どもたちの読書環境を充実する必要があります。

第2章 基本方針

子どもが読書の楽しさに気づき、継続的に読書を楽しむことができるよう本計画を策定し、子どもの豊かな心の育成を推進していきます。

【基本方針1】普及啓発活動の推進

子どもが本に親しむ習慣を身につけるためには、子どもにとって最も身近な存在である保護者が、乳幼児期から子どもと一緒に読書を楽しみ、親しむことが有効です。

社会全体で読書活動を推進する機運を高めるための啓発や広報に努めます。

【基本方針2】読書環境の整備

子どもが読書の楽しさに気づき、読書に親しむために、発達段階に応じた本・施設・設備や人的環境の整備・充実に努めます。

【基本方針3】読書に親しむ機会の充実

子どもが読書の習慣を身につけるよう、家庭・地域・学校等が連携・協力しながら、読書機会の提供・充実に努めます。

第3章 子どもの読書活動の推進のための具体的な方策

1 家庭における取組

家庭における読書活動を推進するため、さまざまな機会において普及啓発活動等の取り組みを行います。

家庭は、子どもが初めて本と出会う場所です。子どもが本を好きになり、読書することが習慣になるには、保護者が読書の意義について理解を深め、乳幼児期から本を介して子どもと関わり合いを楽しむことが重要です。

このため家庭では、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、子どもが読書に親しむきっかけを作ることが大切です。また、家庭で読書を習慣にしたり、読書の感想を話し合ったりするなど、子どもの読書に対する興味や関心を引き出すような働きかけも必要です。

現在の主な取組

普及啓発活動の推進【基本方針1】

●母子保健事業での、保護者への普及啓発

健康づくり課では、生後4か月までの乳幼児訪問の際に、図書館で借りることができる乳幼児向けの絵本についてのチラシを配布しています。

また、乳幼児健診の際に絵本を通した親子のふれあいに関するパンフレットを配布し、保護者への普及啓発をしています。

●幼稚園・認定こども園・子育て支援施設等における保護者への普及啓発

保護者会等で、絵本活用の有効性について話し合い、その方法として絵本の読み聞かせによる親子でのふれあいの大切さを伝えています。

さらに図書館では、施設内の掲示用として「図書館行事案内」を配付し、子ども向けイベントの周知に努めています。

読書に親しむ機会の充実【基本方針3】

●ブックスタート事業（健康づくり課：絵本の配付）

健康づくり課では、できるだけ早い時期にすべての子どもに「絵本」と出会う機会を作ること、絵本を通して親子がふれあい、語り合い、絆を深めることを目的に、生後4か月までの乳児訪問で絵本を手渡しています。

また、親子が心をふれあうひとときを持つ機会として、3歳児健康診査時に、ボランティア団体による読み聞かせや紙芝居・パネルシアターを行っています。

●ブックスタート事業（図書館：絵本の貸出）

図書館では、言葉の習得が始まる前の0歳児から4歳児を対象に、3種類の絵本（赤ちゃん向け絵本・知育・英語）をセットにして児童閲覧室の「ブックスタートコーナー」に配置しています。

課題及び今後の取組

令和5年2月に実施したアンケートでは、子どもたちがもっとよく本を読むようになるために必要なこととして、大人が読んであげるとの意見が多くありました。

絵本の読み聞かせは、生きる知恵と知識を得られるだけでなく親子のスキンシップになり、心の交流になります。子どもが喜ぶだけでなく、大人もたくさんの気づきや子どもとの関わり方のヒントを得ることができます。そのためにも、乳幼児や保護者を対象に、ボランティア団体による読み聞かせや紙芝居・パネルシアターを引き続き実施して、普及啓発を図っていきます。

現在実施中である図書館のブックスタート事業については、絵本の入替えや貸出方法の見直しを行い、さらに利用しやすくしていきます。

No.	施 策	内 容	担当課
1	ブックスタート事業 （絵本の配布）	生後4か月までの乳児訪問時に絵本を手渡して、絵本を通した親子の触れ合いの重要性を伝えていきます。	健康づくり課
2	ブックスタート事業 （絵本等の貸出）	0歳から4歳児を対象にした「ブックスタートコーナー」を設置し、そこから好きな絵本を自由に選べるようにしていきます。	生涯学習課 （図書館）

2 地域における取組

地域の中で中心的な役割を担う図書館や公民館、子育て支援施設等において読書活動を推進する取組を行います。

（1）図書館

子どもにとっての図書館は、読みたい本を自由に選択でき、読書の楽しさを知ることができる場所です。そこで図書館では、児童閲覧室や小学校高学年・中学生のコーナー、点字・LLブック（やさしくてわかりやすいイラスト

トや写真・記号を多く添えた本) コーナーの設置や、ボランティア団体によるイベントの実施など、発達段階に応じたサービスを提供しています。

さらに、ボランティア団体などが活発に活動していけるよう、会場の提供や広報等の支援に努めています。

現在の主な取組

普及啓発活動の推進【基本方針1】

●図書館だより等の配付と市報での紹介

館内では、毎月図書館だより等を配付して図書館の行事案内や季節に応じた図書の案内をしています。また、掲示用として子育て支援施設・幼稚園・認定こども園・学校・公民館等に配付しています。

「市報たかはぎ」では図書館だよりコーナーを設け、新刊案内や特集図書の紹介をしています。

読書環境の整備【基本方針2】

●児童閲覧室の設置

乳幼児や児童を対象とした児童閲覧室を設置し、ブックスタートのための図書の配置や、ボランティア団体によるおはなし会などを実施しています。

●茨城県立図書館等との連携

茨城県立図書館や県内の市町村立図書館と連携して、市で所蔵していない図書の提供や、読書相談に応じています。子どもや子どもに関わる大人の幅広いニーズに応え、より多くの本との出会いの機会を提供しています。

●学校との連携

子どもの読書活動や学習活動をより一層充実させるため、学校との連携・協力を行っています。施設見学・職場体験学習の受入や、団体貸出・学校支援図書パック巡回事業、全児童生徒へ電子書籍へのアクセス権設定を行い学校での資料活用を支援しています。

●電子書籍の導入

図書館の閉館日・閉館時間を気にせず、いつでもどこでもインターネットを通じて電子書籍の検索・閲覧・貸出・返却ができます。

市内小中学校では、朝の読書活動等で同時に利用する人数に制限のない「読み放題」の本を利用し、読書活動の幅を広げています。

読書に親しむ機会の充実【基本方針3】

●おはなし会の開催

図書館では、毎月ボランティア団体による本の読み聞かせや紙芝居・パネルシアターを実施しています。

●子ども向け事業の実施

図書館を身近に感じてもらうため、「図書館まつり」を開催するとともに、おりがみ教室やおはなし会、ファミリー映画会など、子供向けの事業を行っています。

●ファミリー向けサービスの実施

乳幼児連れの保護者が気兼ねなく図書館を利用できる「ファミリータイム」を設定しています。

課題及び今後の取組

図書館は、子どもたちの読書意欲や読書習慣の形成に向けて豊富な蔵書を備えるとともに、子育てをする上で保護者が必要とする情報を提供し、さらには子どもたちへの読み聞かせボランティア活動を支援するなど、地域の子どもの読書活動にとって中心的な役割を担っています。

そのため、今後も図書館が有効に活用されるよう、児童書の充実や子どもを対象とした行事の実施、ホームページやSNSによる情報発信、電子書籍の充実など、読書活動に関する積極的な取組やPRを行っていきます。

No.	施策	内容	担当課
3	広報の拡大	引続き「図書館だより」を発行しHPやSNS等を利用して図書館の情報発信に努めます。	生涯学習課 (図書館)
4	交流の場としての提供	乳幼児連れの利用者にとっても気軽に立ち寄れる交流の場として図書館を提供していきます。	生涯学習課 (図書館)
5	学校との連携	学校担当教諭と連携して学校の授業での資料活用を支援して行きます。	生涯学習課 (図書館)
6	蔵書数が少ない分野の図書の充実	小学生や中学生の関心が低い分野の図書を配置して、興味を持ってもらえるよう関連図書の充実を図ります。	生涯学習課 (図書館)
7	図書館の利用促進	図書館まつりなどのイベント等を通して図書館をもっと気軽に利用できるようにします。	生涯学習課 (図書館)

8	図書配置施設の見直し	公民館・適応指導教室・児童施設等に、発達段階に応じた図鑑や本を配置します。	生涯学習課 (図書館)
9	電子書籍の充実	GIGA スクール構想によりタブレットが一人一台整備されたことにより、家庭での読書や授業に電子書籍を活用しやすいよう電子書籍の充実を図ります。	生涯学習課 (図書館)

(2) 公民館・子育て支援施設等

地域には、図書館のほか、荻っ子つどいの広場（未就学児をもつ家族がお子さんと一緒に自由に遊び情報交換できる場所）、公民館など、本に触れ読書に親しむことができる身近な施設があります。これらの施設には、子どもの読書活動をさらに深めていく役割が求められています。このため、地域のボランティアと連携・協力し、読み聞かせなどの機会をさらに提供していく必要があります。

現在の主な取組

普及啓発活動の推進【基本方針1】

● 掲示板の充実

公民館の掲示板に図書館からのお知らせコーナーを設け、図書館活動の普及啓発を図っています。

読書環境の整備【基本方針2】

● 松岡地区公民館での図書室開放

松岡地区公民館には図書室があり、図書館で定期的に本を入替え、貸出も行っています。また、ロビーには図鑑等も配置し、気軽に本に親しめる環境を整備しています。

● 放課後児童クラブへの本の配置

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生が、放課後の生活の場として利用する児童クラブに本を配置しています。

読書に親しむ機会の充実【基本方針3】

●絵本コーナーの設置

公民館ロビーに絵本等を配置することにより、誰もが気軽に本を手に取り、楽しんでいただけるようにしています。

●おはなし会の開催

子育て支援施設の「萩っ子つどいの広場」では、毎月ボランティア団体による絵本の読み聞かせや紙芝居・パネルシアターを実施しています。

課題及び今後の取組

公民館は現在、高齢者の利用が多い施設ですので、子どもたちにも親しまれる施設運営が課題です。

そこで、公民館ロビーに、子ども向けの図書や図書館行事案内のチラシを配置しています。

今後も、図書館や各学校図書館等と連携し、子どもの好きな本、興味のある本を随時把握し、定期的に本の入れ替えを行っていきます。

No.	施 策	内 容	担当課
10	家庭教育学級の実施	認定こども園保護者に対する意識啓発のための研修等を実施していきます。	生涯学習課 (中央公民館)
11	朗読団体への支援	公民館講座で学んだ受講生の活動の場として、子どもたちに朗読を行うボランティア団体を支援していきます。	生涯学習課
12	わんぱく広場（放課後子ども教室）における読書時間の設定	各小学校で実施している「わんぱく広場」で、学校図書館や図書館を利用して本読みの時間を取入れていきます。	生涯学習課
13	萩っ子つどいの広場での読み聞かせ	未就園児とその保護者を対象に、子育て支援相談員やボランティアによる絵本の読み聞かせを実施していきます。	子育て支援課
14	放課後児童クラブへの本の配置	放課後児童クラブへ本を配置し、利用している小学生が本に親しむ環境を作っていきます。	子育て支援課

3 学校等における取組

学校や幼稚園・認定こども園において、読書活動を推進する取り組みを行います。

(1) 幼稚園・認定こども園

乳幼時期に絵本に親しむことは、子どもの感性を育み、より良い人間形成を図るために重要です。そこで乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、絵本や物語に親しむ活動を積極的に取入れることが重要です。

また、保護者に対して読み聞かせ等の効果や意義を広く普及することが大切です。

現在の主な取組

普及啓発活動の推進【基本方針1】

●絵本等に関する情報の掲示

玄関付近など、目につきやすい場所に図書館だよりを掲示しています。

施設内の掲示板に図書館行事案内を掲示し、家族などが参加しやすいおはなし会等の広報に努めています。

読書環境の整備【基本方針2】

●図書コーナーの充実

各教室に絵本コーナーを設置して読書を楽しめる環境を整えています。

幼児クラスでは、発達に応じて選定した絵本や図鑑を設置しています。

子どもの求める図書が身近にあり、自らが手に取れるように設置することで、子どもの「自分で見たい、調べてみたい」という意欲を育んでいます。

読書に親しむ機会の充実【基本方針3】

●おはなし会の実施

日々の保育の中でそれぞれの子どもの興味や関心に合わせた絵本を選定し毎日5分から20分程度の読み聞かせを行っています。

また、食後などには1対1の紙芝居や絵本の読み聞かせを行っています。

学齢によっては、簡単な言葉のやり取りや、大型絵本・紙芝居・ペープサート（人形劇）・しかけ絵本等、見て触って興味が向くような取り組みをしています。

●地域との交流

地域のボランティアによる読み聞かせ等を行っています。

課題及び今後の取組

子どもが本好きになるために必要なこととして「大人が楽しそうに読み聞かせをして、子どもに楽しそうと思わせる雰囲気伝える」という意見がありました。

子どもが絵本や物語などに親しむ読み聞かせ活動を行うために、職員同士で読み聞かせの技術等の情報交換や、図書の専門講師などに研修を依頼するなど、読み聞かせを始めとする絵本等の活用に関する技術を、より一層高めるように努めます。

また、昔から語り継がれている物語や、話題の絵本などを始めさまざまなジャンルの視覚教材にも触れられるように努めます。

No.	施 策	内 容	担当課
15	職員の絵本等の活用に関する技術の向上	専門講師等による読み聞かせの研修に参加し、絵本への知識を深め、感性を磨く等職員の技術の向上に努めます。	教育総務課 (公立幼稚園)
16	読み聞かせの時間の拡大	保育のなかに読み聞かせの時間を積極的に組み込んでいきます。	子育て支援課 教育総務課 (認定こども園・幼稚園)
17	観劇	子どもの感性をより豊かにするために、劇を鑑賞する機会を設けます。	生涯学習課 (文化会館)

(2) 学校

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で学校は大きな役割を担っています。学校においては、全ての子どもが読書に親しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともに、その環境を整備することが大切です。そして、子どもの読書の量を増やすだけでなく、その質を高めることが求められます。

現在の主な取組

普及啓発活動の推進【基本方針1】

●「子ども読書の日」等における啓発

「子ども読書の日」や「読書週間」などの機会において、子どもの読書活動に関連した取り組みを行っています。

読書環境の整備【基本方針2】

●学校図書館の充実

図書担当教諭等が中心となり、児童・生徒からのリクエストにも応じ、子どもたちが手に取って読みたくなる魅力ある本や、子どもたちが進んで読書を楽しめるような学校図書館資料の充実を図っています。

また、新刊案内の設置や、季節ごとの壁面装飾に取り組んでいます。

●図書コーナーの充実

各教室に図書コーナーを設置しています。また、家庭でも本が楽しめるように貸し出しを行うなど、親子・家族等でゆっくりと読書を楽しめるよう環境を整えています。

読書に親しむ機会の充実【基本方針3】

●読書習慣の形成

茨城県の「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」への積極的な取り組みにより、子どもの読書活動を進めています。

●地域との交流

地域のボランティアやPTA等による読み聞かせなどを行っています。

課題及び今後の取組

子どもが本好きになるために必要なこととして、「読書をする時間と、様々な本に触れられる環境の確保」という意見がありました。

小学生・中学生は、学年が上がるごとに勉強や部活動等に費やす時間が増えてしまうため、読書時間を確保することが難しくなり、学校図書館や図書館を利用しなくなる傾向が見られます。

学校図書館は、子どもの感性を育み、自発的・主体的な学習活動を支援する重要な役割を果たしています。このため、学校図書館においては、引き続き子どものニーズに応じた図書資料の整備・充実に努めます。

また、ボランティア等の活用により読書環境づくりを推進していきます。

No.	施 策	内 容	担当課
18	読書習慣の形成	茨城県の「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」への積極的な取り組みにより読書活動を進めていきます。	学校教育課 (小・中学校)
19	障がいのある児童生徒へ向けた読書環境の整備	LLブックや点字本等、発達に応じた図書資料の整備を行っています。	学校教育課 (小・中学校)
20	読書意欲を高める取組の実施	ポップづくりやブックトーク、ビブリオバトル等、児童生徒が相互に図書を紹介する活動を行っています。	学校教育課 (小・中学校)
21	電子書籍の活用	朝の読書活動等で同時に利用する人数に制限のない「読み放題」等の電子書籍を活用し、読書活動を推進していきます。	学校教育課 (小・中学校) 生涯学習課 (図書館)
22	図書館との連携	学校図書館研究部と司書教諭等が図書館職員と意見交換を行いながら、学校の授業での資料活用の充実を行っています。	生涯学習課 (図書館)

第4章 推進体制と推進管理

1 数値目標の設定

本計画の策定にあたり、数値目標を設定し子どもの読書活動を推進するとともに、その達成状況を把握し計画の進行管理を行います。

① 読書が好きな子どもの割合

令和 4 年度 小学生 83.1%

中学生 84.2%

令和 1 0 年度 小学生 85.3%

中学生 85.8%

※高萩市読書に関するアンケート調査（令和 5 年 2 月実施）

② 一か月に読んだ本が0冊の子どもの割合

令和 4年度 小学生 6.4%

中学生 6.1%

令和10年度 小学生 4.7%

中学生 4.1%

※高萩市読書に関するアンケート調査（令和5年2月実施）

③ 図書館で児童書の貸出冊数の増加

	紙書籍	電子書籍
--	-----	------

令和 4年度	27,589 冊	7,224 回
--------	----------	---------

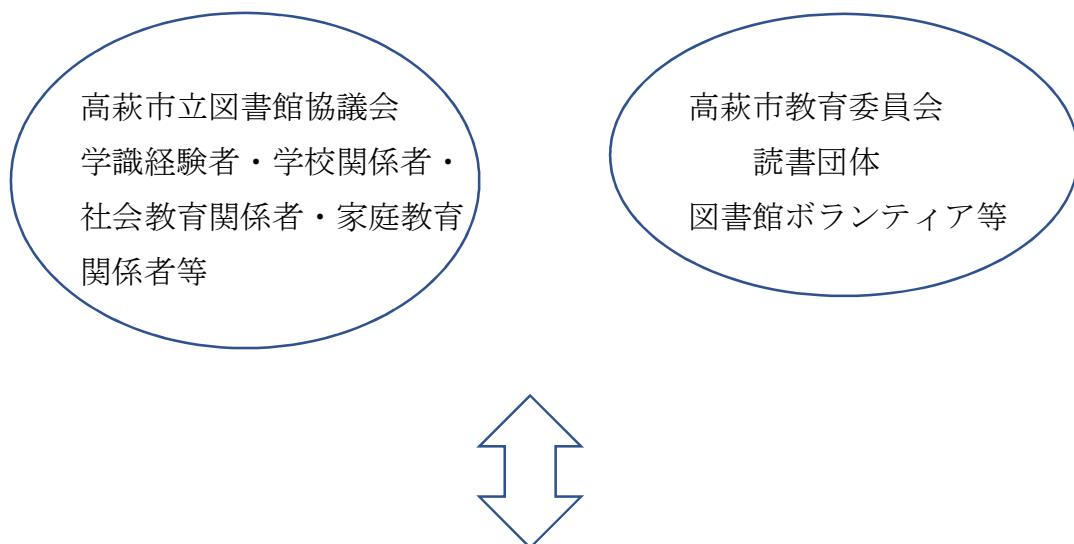
令和10年度	39,292 冊	7,585 回
--------	----------	---------

2 推進体制

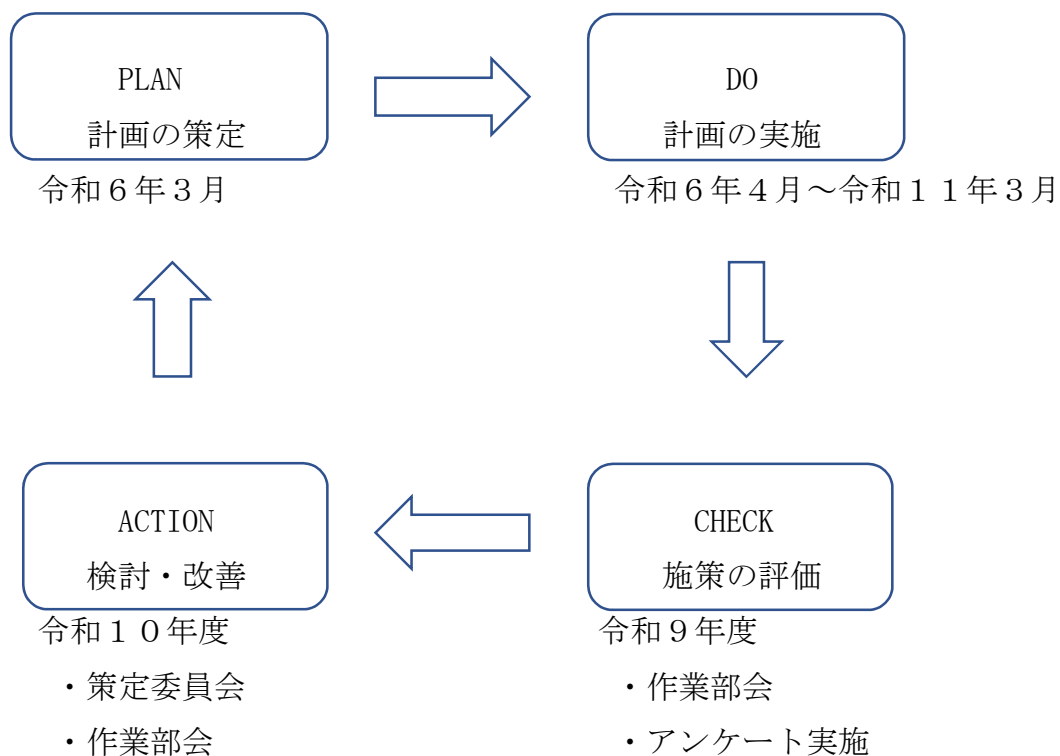
本計画の推進にあたっては、図書館法第14条に規定する図書館の運営に関する図書館長の諮問機関である「高萩市図書館協議会」の意見を聞きながら、高萩市教育委員会を中心に関係各課と連携し、図書館ボランティア等との協力により各施策に取り組めます。

3 進行管理

本計画の進行にあたっては、各施策の進行状況を把握し、plan（計画の策定） Do（施策の実施）、Check（施策の評価）、Action（検討・改善）によるPDCAサイクル手法により、適切な進行管理を行います。



子ども読書活動推進計画（第二次）PDCA サイクル



【用語解説】

No	用 語	用 語 の 意 味
1	ブックスタート	赤ちゃんの時から本に接してもらい、言葉と心を育てることに役立てようとする運動。0歳児健診の時に市区町村が絵本を配付する。
2	GIGA スクール構想	「一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現する」ための構想。
3	みんなにすすめたい 一冊の本推進事業	学校が家庭や地域の協力を得ながら読書意欲を喚起して読書活動の推進に努め、国語力の向上と心の教育の充実を図ることを目的とした県の事業。
4	LL ブック	文字を読んだり、本の内容を理解したりすることが苦手な人（障がいのある人や母語が日本語でない人など）が、やさしく読めるよう、写真や絵、分かりやすい文章、ピクトグラムなどを用いて、内容が分かりやすく書かれている本。LL はスウェーデン語の (Lättläst) レットラストの略で、「やさしくてわかりやすい」という意味。
5	ビブリオバトル	書評合戦のこと。基本的なルールは以下のとおり。 ① 発表者が読んで面白いと思った本を持って集まる。 ② 順番に一人5分程度で本を紹介する。それぞれの発表後に参加者全員でその発表に関する意見交換を2～3分程度行う。 ③ 全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決定する。 書評合戦（ビブリオバトル）の効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が挙げられる。

◆ 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日

(法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体

制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

◆ 学校図書館法

(昭和二十八年法律第百八十五号)

(最終改正：平成二十七年六月二十四日法律第四十六号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

（学校司書）

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（設置者の任務）

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

（国の任務）

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

高萩市子ども読書活動推進計画（第二次計画）

令和6年3月

発行 高萩市教育委員会生涯学習課（図書館）

高萩市高萩8-1

電 話：0293-23-7174

e-mail：tosho@city.takahagi.lg.jp